

『福、笑い』生産に係る登録制実施要綱の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱</p> <p>(目的) (研究会の認定・登録要件)</p> <p>第1条 ～ 第2条</p> <p>【略】</p> <p>(研究会の遵守事項)</p> <p>第3条 研究会の遵守事項は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 研究会は、会員の出荷に際し、以下の基準を遵守するとともに、食味・品質基準を満たさない米については自主的に仕分けを行い、区分して集荷・販売すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">【調製基準】調製篩目 1. 9mm 以上</p> <p style="padding-left: 40px;">【食味・品質基準】玄米タンパク質 6. 4%以下(水分15%換算)</p> <p style="padding-left: 40px;">【等級基準】農産物検査 1等</p> <p>(2)～(5)</p> <p>【略】</p> <p>(認定・登録手続き)</p> <p>第4条 認定・登録審査の手続きは、以下のとおりとする。</p> <p>2 推進本部長は、毎年度、一定の期間を設けて登録を希望する研究会の申請を募集する。</p> <p>3 登録を受けようとする研究会の長は、作付を希望する前年度において、<u>推進本部長が指定する時期までに、「福、笑い」研究会登録申請書(様式第1号)及び「福、笑い」</u></p>	<p style="text-align: center;">「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱</p> <p>(目的) (研究会の認定・登録要件)</p> <p>第1条 ～ 第2条</p> <p>【略】</p> <p>(研究会の遵守事項)</p> <p>第3条 研究会の遵守事項は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 研究会は、会員の出荷に際し、以下の基準を遵守するとともに、食味・品質基準を満たさない米については自主的に仕分けを行い、区分して集荷・販売すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">【調製基準】調製篩目 1. 9mm 以上</p> <p style="padding-left: 40px;">【食味・品質基準】玄米タンパク質 6. 4%以下(水分15%換算)</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>(2)～(5)</p> <p>【略】</p> <p>(認定・登録手続き)</p> <p>第4条 認定・登録審査の手続きは、以下のとおりとする。</p> <p>2 推進本部長は、毎年度、一定の期間を設けて登録を希望する研究会の申請を募集する。</p> <p>3 登録を受けようとする研究会の長は、作付を希望する前年度の9月までに、「福、笑い」研究会登録申請書_____及び「福、笑い」生産・販売計画書_____</p>

<p>販売計画書(様式第2号)に研究会の定款又は規約を添えて、原則として、研究会の事務局の所在地を管轄する県農林事務所を経由して、推進本部長に提出する。</p> <p>4 推進本部長は、申請内容を補足する必要があると認めるときは、研究会の長に対して追加の資料提出等を求めることができる。</p> <p>5 推進本部長は、要件を満たしていると認めた場合、「福、笑い」研究会として認定・登録し、研究会登録通知書(様式第3-1号)により研究会の長に通知するとともに、研究会登録証(様式第4号)を交付する。</p> <p>6 推進本部長は、申請内容が要件を満たさない場合は、「福、笑い」研究会非登録通知書(様式第3-2号)により研究会の長に通知するものとする。</p> <p>7 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から翌年度の3月31日までとする。</p> <p>(登録の変更)</p> <p>第5条 研究会の長は、申請書類に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、推進本部長に「福、笑い」研究会登録変更届(様式第5号)を提出するものとする。</p> <p>(登録の廃止)</p> <p>第6条 研究会の長は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに推進本部長に「福、笑い」研究会廃止届出書(様式第6号)を提出するものとする。</p> <p>(1)～(2)</p> <p>【略】</p> <p>(登録の取消)</p> <p>第7条</p> <p>【略】</p>	<p>____に研究会の定款又は規約を添えて、原則として、研究会の事務局の所在地を管轄する県農林事務所を経由して、推進本部長に提出する。</p> <p>4 推進本部長は、申請内容を補足する必要があると認めるときは、研究会の長に対して追加の資料提出等を求めることができる。</p> <p>5 推進本部長は、要件を満たしていると認めた場合、「福、笑い」研究会として認定・登録し、研究会登録通知書_____により研究会の長に通知するとともに、研究会登録証_____を交付する。</p> <p>6 推進本部長は、申請内容が要件を満たさない場合は、「福、笑い」研究会非登録通知書_____により研究会の長に通知するものとする。</p> <p>7 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から翌年度の3月31日までとする。</p> <p>(登録の変更)</p> <p>第5条 研究会の長は、申請書類に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、推進本部長に「福、笑い」研究会登録変更届_____を提出するものとする。</p> <p>(登録の廃止)</p> <p>第6条 研究会の長は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに推進本部長に「福、笑い」研究会廃止届出書_____を提出するものとする。</p> <p>(1)～(2)</p> <p>【略】</p> <p>(登録の取消)</p> <p>第7条</p> <p>【略】</p>
---	---

(生産・販売実績等の報告)

第8条 研究会の長は、当該研究会の「福、笑い」の出荷に係る実績について、作付した年の10月1日から翌年2月末日までの状況を同年3月10日までに「福、笑い」生産・販売実績報告書(様式第7号)により推進本部長に報告するものとする。

2 推進本部長は、必要があると認めるときは、登録を受けた研究会の長に対して「福、笑い」に係る報告等を求めることができる。

(補則)

第9条

【略】

附則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和6年産から適用する。

(生産・販売実績等の報告)

第8条 研究会の長は、当該研究会の「福、笑い」の出荷に係る実績について、作付した年の10月1日から翌年2月末日までの状況を同年3月10日までに「福、笑い」生産・販売実績報告書_____により推進本部長に報告するものとする。

2 推進本部長は、必要があると認めるときは、登録を受けた研究会の長に対して「福、笑い」に係る報告等を求めることができる。

(補則)

第9条

【略】

附則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

「福、笑い」研究会登録申請書

福島県オリジナル米生産販売推進本部長

所在地

申請者

【略】

記

1 申請組織の概要

【略】	【略】
研究会における生産・販売目標	
「福、笑い」の作付希望面積・栽培方法	○○年 ○ a (慣行○a、特裁○a、有機○a) 〈構成員毎の内訳〉 ① (構成員の名称) ○ a (慣行○a、特裁○a、有機○a) ② (構成員の名称) ○ a (慣行○a、特裁○a、有機○a) ③ (構成員の名称) ○ a (慣行○a、特裁○a、有機○a) ……

【以下略】

様式第1号

年 月 日

「福、笑い」研究会登録申請書

福島県オリジナル米生産販売推進本部長

所在地

申請者

【略】

記

1 申請組織の概要

【略】	【略】
「福、笑い」の作付希望面積	○○年 ○ a _____ 〈構成員毎の内訳〉 ① (構成員の名称) ○ a _____ _____ ② (構成員の名称) ○ a _____ _____ ③ (構成員の名称) ○ a _____ _____ ……

【以下略】

様式第2号

年 月 日

「福、笑い」販売計画書

福島県オリジナル米生産販売推進本部長

所在地
申請者

【略】

記

1 販売予定先及び 販売予定数量	販売先	予定数量 (トン)	備考 (特別栽培・有機 栽培等)
2 販売期間			
3 その他			

様式第3-1号、様式第3-2号、様式第4号、様式第5号、様式第6号

【略】

様式第2号

年 月 日

「福、笑い」販売計画書

福島県オリジナル米生産販売推進本部長

所在地
申請者

【略】

記

1 販売予定先及び 販売予定数量	販売先	予定数量 (トン)	
2 販売期間			
3 その他			

様式第3-1号、様式第3-2号、様式第4号、様式第5号、様式第6号

【略】

様式第7号

年 月 日

「福、笑い」生産・販売実績報告書

福島県オリジナル米生産販売推進本部長

研究会名称
(登録番号第 号)
住所
代表者の職・氏名

【略】

記

1 集出荷及び仕分け数量

【略】				

※ 食味・品質基準未達成数量にくず米含む

2 食味・品質基準達成米の流通・販売状況

販売先	数量 (kg)	価格 (円/〇kg)	備考 (特別栽培・有機栽培等)
未販売分			

様式第7号

年 月 日

「福、笑い」生産・販売実績報告書

福島県オリジナル米生産販売推進本部長

研究会名称
(登録番号第 号)
住所
代表者の職・氏名

【略】

記

1 集出荷及び仕分け数量

【略】				

2 食味・品質基準達成米の流通・販売状況

販売先	数量 (kg)	価格	備考

3 食味・品質基準未達成米の流通・販売状況

販売先	数量 (kg)	価格	備考
未販売分			

【以下略】

様式第8号

【略】

3 食味・品質基準未達成米の流通・販売状況

販売先	数量 (kg)	価格	備考

【以下略】

様式第8号

【略】